

吉野川水系河川整備計画に係る公聴会の傍聴規定

(主旨)

本傍聴規定は、公聴会を円滑に進めるため、必要な事項を定めたものです。

(傍聴)

- 1) 傍聴人は、会場に入室する前に受付において氏名、住所、年齢を記入してください
- 2) 多くの方に傍聴していただけるよう席の確保に努めますが、会場の都合により、傍聴席が満席となった場合には、入室をお断りすることがありますので、ご了承ください。
(入場は先着順です。)
- 3) 傍聴人は、会場内において次の事項を遵守してください。
 - ① 携帯電話は、電源を切るかマナーモードにし、使用しないこと。
 - ② 会場内の撮影、録画、もしくは録音をしないこと。
 - ③ 公述人及び主宰者に対して発言をしないこと。
 - ④ 公述への批判、可否の表明、ヤジ、拍手などをしないこと。
 - ⑤ 発言、私語、談論などをしないこと。
 - ⑥ プラカード、はちまき、腕章の類などをしないこと。
 - ⑦ みだりに席を離れないこと。
 - ⑧ 当該傍聴規定に定めた遵守すべき事項に従うこと。
 - ⑨ 前述①～⑧に掲げるもののほか、会場の秩序を乱したり進行の妨げとなるような行為をしないこと。
- 4) 傍聴人が、上記に掲げる事項を遵守しない場合は、その行為の中止や退場を命じる場合があります。
- 5) 以上のほか、傍聴人は主宰者の指示に従ってください。